

# 都市核のまちづくり

発行・お問い合わせ： 武蔵村山市 都市整備部 区画整理課  
〒208-8501 武蔵村山市本町 1-1-1 TEL (042)565-1111 (内線 282・283) fax (042) 566-2619

## 都市核地区内の用途地域等の変更及び 地区計画が決定しました。

都市核地区土地区画整理事業地内（本町一丁目及び榎三丁目各地内）において、都市核地区の特性に応じた土地利用の誘導や良好な住環境の確保を図るため、用途地域、高度地区、防火地域及び準防火地域の見直し並びに地区計画について、平成18年12月7日付で都市計画決定の告示を行いました。

この用途地域等の見直しは、幹線道路沿道や都市核地区内の有効な土地利用の誘導を目的としています。

併せて、市の中心市街地にふさわしい良好な都市型住環境の形成を図るため、都市核地区地区計画を決定し、地区の特性に応じた建築物の用途の制限、容積率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度などについて定めています。

詳細についての問い合わせは、市役所まちづくり課へお願いいたします。

今後とも、皆さまのご理解ご協力をお願いいたします。

### 土地の売却・建物の建築等について

**土地・家屋の売却、権利譲渡には特に制限はありませんが、区画整理事業では、減歩、移転等が発生しますので、これらを十分理解された上で売買されるようご注意ください。**

**また、土地の形質の変更、建物や工作物の新築、改築、増築については、「土地区画整理法第76条」に基づき、許可申請の手続きが必要になります。**

現在お住まいの家屋が、老朽化等で新築や改築、増築を希望される方については、個々のケースや状況により判断し、事業上支障がなければ建築が可能です（事業に支障がある場合、不許可になる場合があります）。

併せて、都市核地区土地区画整理事業区域内は、地区計画による制限区域となりますので、別途手続きが必要になります。

**土地の売買や建築行為等のご予定がある方は、事前に区画整理**

**課までご相談ください。**

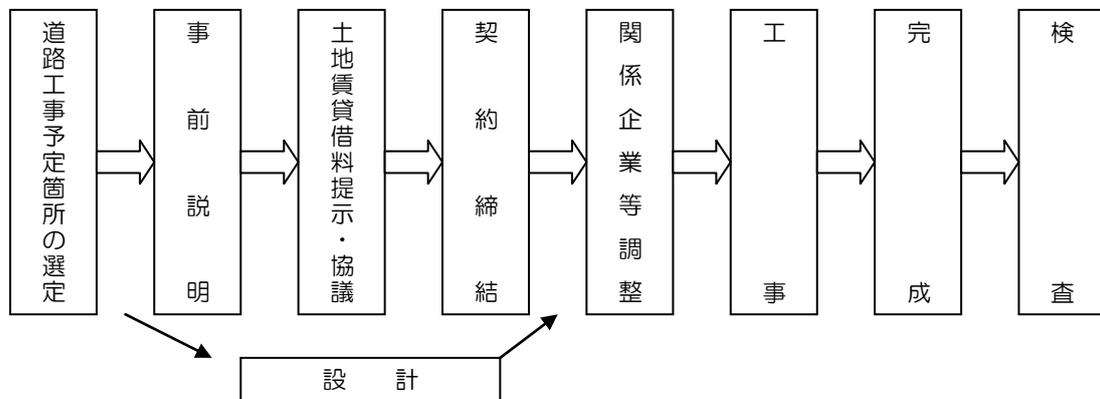
# 道路工事等について

## 平成18年度の工事等箇所

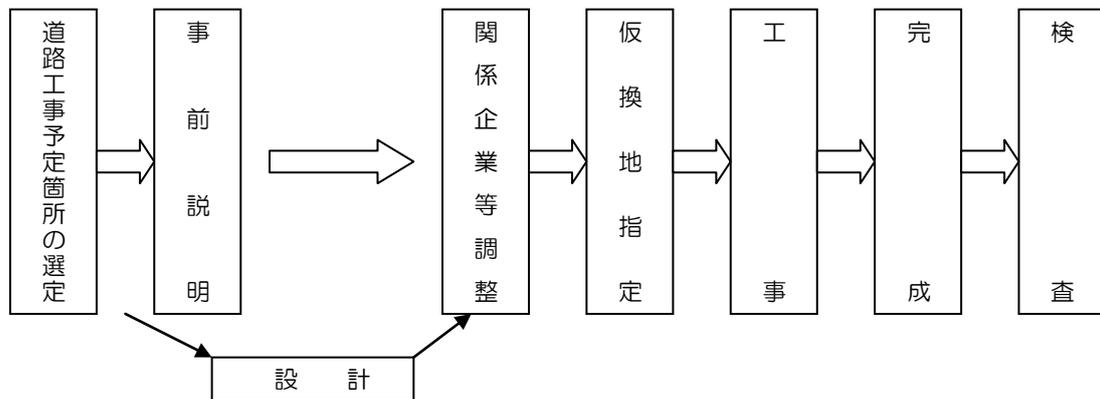
平成18年度施工予定の道路工事区域・建物移転に該当する方については、戸別訪問を行い、事前に道路予定地の借上げ及び建物移転等についての交渉の結果、工事箇所図（3ページ）のとおり、平成18年度工事箇所を決定しました。

また、平成19年度以降についても、戸別訪問を通じて、補償額等を含めた具体的な話し合いをさせていただきながら、事業を進めていきますので、皆様のより一層のご理解とご協力をお願いします。

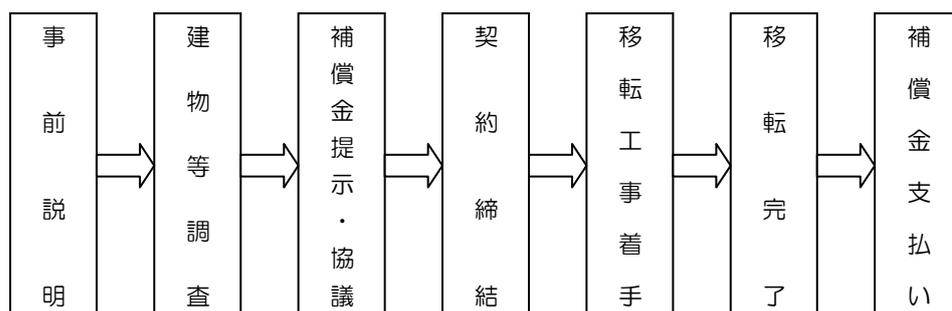
## 道路工事等の手順について（土地借上げの場合）



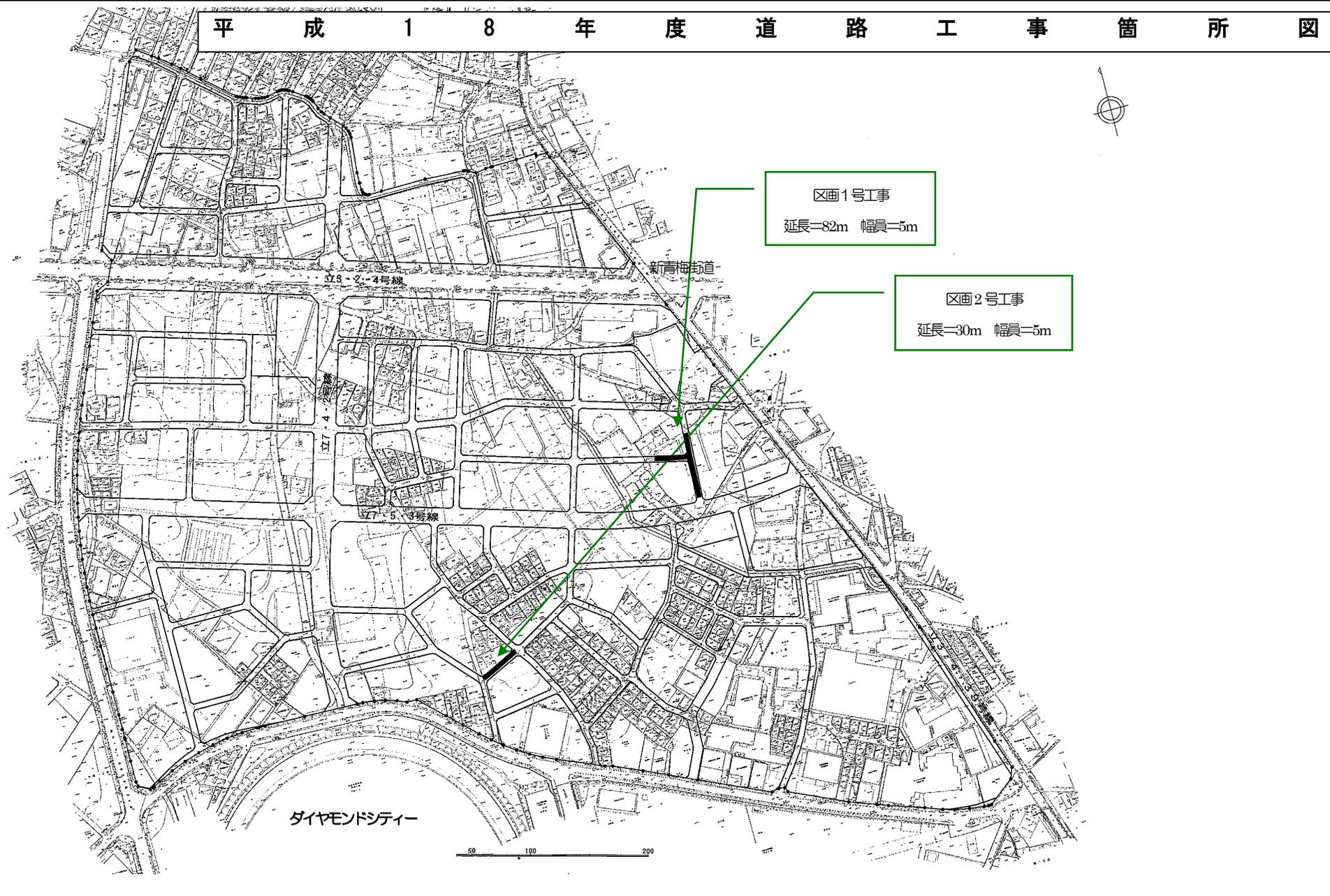
## 道路工事等の手順について（仮換地指定の場合）



## 建物移転等の手順について



平成18年度道路工事箇所図



# 事業の経過と今後の予定

